

ファッションショーの著作権法による保護について

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 大江 哲平

知財高判平成26年8月28日（平25(ネ)第10068号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本論稿では、ファッションショーにおけるモデルの化粧、衣服の選択、動作等の著作物性及び実演該当性が問題となった裁判例を取り上げる。

第1. 裁判例の事案の概要と判示

1. 事案（概略）

本件は、被告Y1が被告Y2従業員を介して、原告らの開催したファッションショー（本件ファッションショー）の映像の提供を受け、上記映像の一部（本件映像部分）をそのテレビ番組において放送し、これにより、原告X1（イベント等の企画制作コンサルティング会社）の著作権（公衆送信権）及び著作隣接権（放送権）並びに原告X2（イベントの企画運営受託者）の著作者及び実演家として的人格権（氏名表示権）を侵害したと主張し、XらがYらに対し損害賠償を求めた事案である。

Xらが侵害の対象として主張したのは、本件ファッションショーにおける、①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリング、②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート、③装着させるアクセサリーの選択及び相互のコーディネート、④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け、⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付け、⑥これら化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネート、⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像等、である。

原審¹は、上記各権利の侵害をいずれも否定し、Xらの請求を棄却した。

1 東京地判平成25年7月19日（平成24年(ワ)16694号）。担当部は民事第29部（大須賀滋裁判長）。原審判決の評釈として、渡部友一郎・コピーライト632号32～40頁がある。